

教 育 民 生 委 員 会 会 議 録

- 1 日 時 令和3年12月8日(水曜日)
午前9時30分～午後0時00分
- 2 場 所 委員会室
- 3 出席委員 杉山武志 委員長 田原義寛 副委員長
荒山光広 委員 三好睦子 委員
秋枝秀稔 委員 藤井敏通 委員
岡村隆 委員 石井和幸 委員
- 4 欠席委員 なし
- 5 委員外出席議員
竹岡昌治 議長
- 6 出席した事務局職員
石田淳司 議会事務局長 阿武泰貴 議会事務局係長
篠田真理 議会事務局主査
- 7 説明のため出席した者の職氏名
波佐間 敏 副市長 中本喜弘 教育長
志賀雅彦 市民福祉部長 西田良平 建設農林部長
末岡竜夫 教育次長 八木下理香子 教育委員会事務局長
福田泰嗣 市民課長 古屋壮之 高齢福祉課長
落合浩志 建設課長 河村充展 教育総務課長
千々松雅幸 生涯学習スポーツ推進課長
- 8 会議の次第は次のとおりである。

午前9時30分開会

○委員長（杉山武志君） 皆さん、おはようございます。ただいまより、教育民生委員会を開会いたします。

さきの本会議におきまして、本委員会に付託されました市長提出議案9件を審査いたしますので、御協力をお願いいたします。

議長、報告事項等などございましたらお願いいたします。

○議長（竹岡昌治君） 特段ございません。

○委員長（杉山武志君） ありがとうございます。

それでは初めに、議案第88号美祢市赤郷交流センターの設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題といたします。執行部より説明を求めます。千々松生涯学習スポーツ推進課長。

○生涯学習スポーツ推進課長（千々松雅幸君） 議案第88号美祢市赤郷交流センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について御説明をいたします。

これは、絵堂郵便局が赤郷交流センター内の会議室に移転することに伴い、当該会議室が使用ができなくなります。

このことに伴い、別表、赤郷交流センター施設使用料において会議室の項を削除する改正を行うものであります。

なお、この条例は公布の日から施行するものであります。

説明は以上になります。

○委員長（杉山武志君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉山武志君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

それでは、本案に対する討論を行います。御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉山武志君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

それでは、これより議案第88号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉山武志君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第88号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第91号美祢市立中学校設置条例の一部改正についてを議題といたします。執行部より説明を求めます。河村教育総務課長。

○教育総務課長（河村充展君） それでは、議案第91号美祢市立中学校設置条例の一部改正について御説明いたします。

このたびの改正は、令和5年3月31日をもって於福中学校を廃止し、大嶺中学校に統合するため所要の改正を行うものであり、施行日を令和5年4月1日とするものであります。

ここで、これまでの取組等を少し御説明をさせていただきたいと思っております。

於福中学校の生徒数の減少を鑑み、今年度に入り、於福小学校の保護者の方々と協議を行い、今後の於福小学校卒業後の進学の希望について御意見を聞かせていただいたところでございますが、保護者の御希望といたしましては、於福中学校への進学を考えられていない状況にございました。

このような状況を受けまして、於福小・中合同の学校運営協議会において、於福中学校の現状や今後の見込みについて説明を行い、御意見を賜るとともに、今後の方向性として、於福中学校と大嶺中学校の統合について御理解をいただいたところでございます。

これらの取組を経て、8月19日、20日には、於福公民館において、両校の統合に向けた地域説明会を開催し、於福小学校の児童数の推移や於福中学校と大嶺中学校の生徒数の推移をお示しし、統合や今後のスケジュールなどの説明を行い、御理解をいただいたところでございます。

今後のスケジュールといたしましては、今の在校生が卒業する令和4年度末に廃校し、令和5年度から大嶺中学校と統合、それまでの間に、統合協議会において、閉校記念事業等について具体的な御協議をいただくこととしております。

教育委員会におきましては、美祢市立小中学校の通学区域に関する規則により、市内の小中学校の通学区域の指定を行っておりますが、令和4年度の於福中学校につきましては、於福中学校と大嶺中学校の両校を選択できるように規則の改正を予定しており、併せて、令和4年度から現在の於福中学校区から大嶺中学校へ通学される生徒につきましては、通学支援ができるような対応を行っていきたいと考えております。

説明につきましては以上となります。

○委員長（杉山武志君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。
藤井委員。

○委員（藤井敏通君） 今の於福中学校の統合についての話合いの経緯ということで伺いましたけれども、本件について、どうこうということではなくて、今於福地区に限らず全ての地区ですごい勢いで児童数、これは減っておりますね。

で、要は、統合というふうなことを進めるにあたっての小学校の統合というのがありますし、今回のように中学の統合もあるんですけれども、まず、どのような基準で、まず、その統合というふうなことを考えるのか。そして、どういうそれを手順というか、その辺の統合に対する基本的な考えがどうなっているかをお聞きしたいなと思うんです。

といいますのが、多分、今回は於福ですけれども、例えば、美祢地区でいえば、今後、厚保中あるいは伊佐中にも同じような事態が生じるんじゃないかと。

小学校においても、例えば、美東であれば、綾木小学校なんかも児童数が減るのはもう目に見えていますし、そういう意味で、いずれは統合ということになるかなと。

そう考えたときに、今回の於福もそうですけど、教育委員会として、どういうふうな基準ですよ。生徒数がやっぱりどのぐらい減ったらとか、何かそういう基準、あるいはどういう手続、誰から例えば統合を言い出すとか、そのようなルールっていうか、基本的な考えがあると思うんで、それをお聞きしたいと思います。

○委員長（杉山武志君） 基準や計画があったと思うんですが、簡単に御説明いただけますか。河村教育総務課長。

○教育総務課長（河村充展君） ただいまの藤井委員の御質問にお答えしたいと思います。

委員長のほうから計画があったんじゃないかということですが、ちょっと、本日は手元に持ち合わせておりませんので、概略ということで御説明させていただければと思うんですが、まず、小学校……（発言する者あり）

○委員長（杉山武志君） 今、配信されたと思うんですが、届いておりますでしょうか。

○教育総務課長（河村充展君） ただいま配信されました資料の基本方針についてなんですが、こちらの25ページを——ただいま25ページ配信させていただいております。

す。

こちらの真ん中（イ）のところに、適正規模の考え方ということでお示しをさせていただいているところがございます。

この中で読ませていただくと、学級の編成上、単式学級を確保していくってことは非常に重要なことではないかというふうに考えております。

現在、美祢市の小規模校の中では、複式学級を持ち合わせているところが何校かございます。そういったところにつきましては、子どもたちの学びという部分を考えますと、望ましい形じゃないというふうに捉えておるところでございます。そういったところで、小学校・中学校においては、単式学級をできるだけ確保できるような形を取らせていただくっていうところが1つの基準になろうかというふうに考えているところがございます。

先ほど、藤井委員のほうから、具体的に中学校、小学校の学校名等申されております。

中学校の部分につきましては、複式というところではございませんが、中学校におきましては、部活動の関係等含めまして、望ましい環境の中で部活動等ができるような配慮も必要でしょうし、小学校につきましては、複式学級となっている、先ほど申されました、美東地域の学校につきましても複式学級となっております。そういったところにつきましては、地域において現在の状況、また、今後の見込み、そういったものを御説明をさせていただきながら地域に御理解いただき、また、今後に向けた地域の中での協議というところも始めていただきたいというふうに考えております。

現在のところ、先ほど配信させていただいております基本方針、令和2年3月というところで策定をさせていただいているところがございますが、本来であれば、該当地域に教育委員会から赴きまして御説明させていただくというところがございますが、少しコロナウイルスの関係で説明が遅れているところがございます。

今年度、できる限り対象校となっているところについては、地域に赴き御説明をさせていただきながら地域の御理解を得て、統廃合等、協議・推進等を行っていければというふうに考えているところがございます。

以上です。

○委員長（杉山武志君） 藤井委員。

○委員（藤井敏通君） 今の説明をお聞きしますと、教育委員会としてはこの25ページに書いてあるように、やはり複式じゃなくて、単式学級というのが望ましいという基本的なお考えをお持ちであろうと思います。で、それに基づいて、対象地域については、できるだけ教育委員会のほうから出かけていって、住民への説明等もされると——しようと思っておるというふうに、今、お聞きいたしました。

そう考えますと、例えば、具体的に、今対象というふうにお考えになっている地域ってというのはどこかということなんですけれども。そして、それを本当に教育委員会のほうから、地域のほうに向けて説明をされるかどうかと、再度、その辺のスケジュール等お聞きしたいなというふうに思います。

○委員長（杉山武志君） 藤井委員、申し訳ございません。今、於福中学校の議案でございまして、議案から少しそれてしまうかなと、別の折でもよろしいでしょうか。

○委員（藤井敏通君） 構いません。ただし、この場で、別の折というのをしっかり委員長の権限で設定をしていただければ、それで構いません。

○委員長（杉山武志君） 回答されますか。河村教育総務課長。

○教育総務課長（河村充展君） ただいま藤井委員のほうから御質問いただいた件でございまして。

ただいま配信しております、先ほどの基本方針の中33ページ配信させていただいたところでございますが、再編統合の検討対象校ということで33ページのほう、表とさせていただきます。

現在の方針の中での対象校ということで御理解いただければと思うんですが、まず左側が小学校というところがございます。くくって現在の学校と統合後の学校というところで、両方見ていただければと思うんですが、上のほうから、大嶺小学校の枠のところ、既に、重安小学校は昨年度末をもって閉校ということになっておりますので、麦川小学校のところが該当するところになります。

美東地域のところでいきますと、藤井委員言われました綾木小学校、こちらも対象校というふうに考えております。

右側、中学校のところでございます。美祢地域、大嶺中学校のところで、厚保中学校、於福中学校が該当するという事となっております。

於福中学校につきましては、このたびの議案によりまして、こちらの対象というところが解消されればというふうに考えているところでございます。

地域説明会につきましては、前々から予定させていただきながら、ちょっと延期延期ということで、大変申し訳なく思っているところでございます。今年度、先ほど申しました麦川小学校、綾木小学校、できれば厚保中学校、この3地域に赴いて、説明会等を開催できればというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○委員長（杉山武志君） 十分ですかね。（発言する者あり）そのほか質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉山武志君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

それでは、本案に対する討論を行います。御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉山武志君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

それでは、これより議案第91号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉山武志君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第91号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第92号美祢市国民健康保険条例の一部改正についてを議題といたします。執行部より説明を求めます。福田市民課長。

○市民課長（福田泰嗣君） 議案第92号美祢市国民健康保険条例の一部改正について御説明をいたします。

このたびの改正は、健康保険法施行令等の一部改正する政令が令和4年1月1日に施行されることに伴い、美祢市国民健康保険条例の一部を改正するものであります。

これは、重度脳性麻痺のお子様と、その御家族の経済的負担を保障するとともに、産科医療の質の向上を目指す制度である産科医療補償制度について、脳性麻痺の発症に対する補償を受けるための出産時の掛金、現在1万6,000円ですが、令和4年1月1日以降の出産は1万2,000円に引き下げられる等、制度の見直しが行われます。

また、厚生労働大臣の諮問機関の1つであります社会保障審議会の医療保険部会において、少子化対策の重要性に鑑み、出産育児一時金の支給総額については42万

円を維持すべきとの見解が示された。

これら2つのことを踏まえ、健康保険法施行令第36条に規定されております出産育児一時金の金額が、現在の40万4,000円から40万8,000円に引き上げられることとなりました。

これを受け、美祢市国民健康保険条例第4条第1項に規定しております出産育児一時金の金額40万4,000円を40万8,000円に改めるものであります。

なお、この条例は令和4年1月1日から施行するものであります。

補足になりますが、議案の2ページを御覧ください。

条文中、ただし書に規則で定めるところによりとあります国保条例施行規則に定める現行額は1万6,000円で、これは、さきに御説明しました産科医療補償制度の掛金に相当する額であり、条例に定める40万4,000円との総額で42万円の出産育児一時金となっております。

施行規則につきましては、本議案の条例改正に合わせ、定める額を1万2,000円に改めることとしております。

また、11月30日の本会議において、資料提出が求められました産科医療補償制度の加入条件につきましては、資料を提出しておりますので、併せて御覧いただけたらと思います。

説明は以上です。

○委員長（杉山武志君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。三好委員。

○委員（三好睦子君） 今、説明がありましたけど、これは、産科医療補償制度に未加入の期間で、赤ちゃん生まれたときはっていうことなんですけど、この出産一時金ですけど、この2ページの新旧対照表は脳性麻痺とか言われましたけど、それに限るっていうわけではありませんよね。

それと、今——それでお尋ねします。

○委員長（杉山武志君） 福田市民課長。

○市民課長（福田泰嗣君） ただいまの三好委員の御質問にお答えをいたします。

この掛金が脳性麻痺以外のところにも補償があるかという御質問でよろしいでしょうか。

○委員（三好睦子君） 普通に出産した場合は、一時金は42万円ということではないん

でしょうか。

○市民課長（福田泰嗣君）　そうですね、医療機関での出産をされる場合は、出産前にこの掛金を掛けるようになりますので、結果として普通分娩になろうが、まず、掛金を掛けますので42万円、現行で言いますと1万6,000円は加えた部分で、42万円が支給されるということでございます。

○委員長（杉山武志君）　三好委員。

○委員（三好睦子君）　改正案のところ、ちょっと見ますと、これに3万円を上限と加算するってありますが、これについて説明をお願いします。

○委員長（杉山武志君）　福田市民課長。

○市民課長（福田泰嗣君）　ただいまの三好委員の御質問にお答えをいたします。

3万円というのは、あくまで上限でございます。先ほど御説明いたしましたとおり、規則で定めるところによりでございます。この規則に定める金額というのは、先ほど言いましたとおり、産科医療補償制度の掛金の額、現在でいう1万6,000円、これが定めた額でございますので、現在はその額になっております。

この今回の条例が改正をされることになると、合わせて規則のほうは1万2,000円ということで、総額で42万円を確保するという考えです。

以上です。

○委員長（杉山武志君）　そのほか質疑ございますか。田原副委員長。

○副委員長（田原義寛君）　ほとんどの方は病院で出産されると思っているんですけど、例えば自宅で出産された場合も、美祢市で手続を踏めば、きちんこのようなお金が支給されるということよろしいですか。

○委員長（杉山武志君）　福田市民課長。

○市民課長（福田泰嗣君）　ただいまの田原副委員長の御質問にお答えいたします。

自宅の場合は、なかなか証明というのは難しゅうございますが、何らかの医師であり、また、そこに立ち会った方等の証明をもって、出生届というものが出されると思います。その際には、先ほど、今回言いました掛金ですね、脳性麻痺の掛金というこの部分は対象外となりますが、それ以外の40万4,000円——改正しました40万8,000円、これは出るようにはなっています。

以上でございます。

○委員長（杉山武志君）　そのほか、質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉山武志君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

それでは、本案に対する討論を行います。御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉山武志君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

それでは、これより議案第92号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉山武志君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第92号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第93号美祢市国民健康保険税条例の一部改正についてを議題といたします。執行部より説明を求めます。福田市民課長。

○市民課長（福田泰嗣君） それでは、議案第93号美祢市国民健康保険税条例の一部改正について御説明をいたします。

これは、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律、改正法と言いますが、この施行に伴い、改正法の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令が、令和3年9月10日付けで公布されたこと等により、美祢市国民健康保険税条例の一部を改正するものでございます。

改正の主な内容は、国民健康保険税の納税義務者の属する世帯のうちに、未就学児の被保険者がいる場合には、未就学児に対して課する均等割保険税について、5割を減額して得た額に改める等、所要の改正をするものでございます。

軽減分につきましては、公費、国が2分の1、県が4分の1、市が4分の1で負担するものであります。

なお、この条例は令和4年4月1日から施行するものであります。

説明は以上です。

○委員長（杉山武志君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉山武志君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

それでは、本案に対する討論を行います。御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉山武志君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

それでは、これより議案第93号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉山武志君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第93号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第94号美祢市営住宅条例の一部改正についてを議題といたします。執行部より説明を求めます。落合建設課長。

○建設課長（落合浩志君） それでは、議案第94号美祢市営住宅条例の一部改正について御説明いたします。

このたびの改正は、老朽化している市営住宅について、美祢市営住宅長寿命化計画に基づき、秋芳町の上里団地1戸、及び大嶺町の中村団地5戸を解体するため、美祢市営住宅条例の一部を改正するものであります。

内容につきましては、右側の美祢市営住宅条例新旧対照表を御覧ください。

先ほど申し上げましたとおり、市営住宅の解体戸数は、上里団地におきましては1戸、中村団地におきましては5戸となります。

これに伴いまして、美祢市営住宅条例第3条第2項別表第1に規定する各団地の戸数を、上里団地の昭和28年度建設分を8戸から7戸に、中村団地の昭和33年度建設分を7戸から5戸に、同じく中村団地の昭和35年度建設分を4戸から1戸に改正します。

なお、この条例は公布の日から施行するものであります。

説明は以上でございます。

○委員長（杉山武志君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。藤井委員。

○委員（藤井敏通君） 1点確認させてください。

この上里団地、中村団地、いずれも昭和28年とか33年とか、もう既に60年以上も経過しているような住宅ですよ。

で、今回は解体ということおっしゃっていますが、まず1点目は、今現在でも、ここに住まわられてる方はいらっしゃいますか。あと、もし住まわれてない、もしくは、今後ともやっぱりもうかなり古いですから、もうこの住宅には使わない

というふうな考えはございますか。

もし、そうであるならば、一挙にもう解体したほうがいろんな意味でロスが少ないと思うんですけども、その辺はどのようにお考えになってますか。

○委員長（杉山武志君） 落合建設課長。

○建設課長（落合浩志君） ただいまの藤井委員の御質問にお答えいたします。

まず、両団地の現在の入居状況でございますが、上里団地におきましては、全10戸のうち8戸、15人の方が入居されております。中村団地におきましては、全12戸のうち7戸に12名の方がお住まいになられております。

両団地とも、確かに昭和28年もしくは33年、35年と木造住宅であり耐用年数を既に超過しておる団地ではございますが、現在、まだ入居者がいらっしゃいますことから、団地全てを解体することは困難と考えております。

両団地とも、長寿命化計画では、優先的な用途廃止をすることとなっておりますが、現入居者の退去が完了した後でないと全戸の解体はできないと判断しております。

以上でございます。

○委員長（杉山武志君） 藤井委員。

○委員（藤井敏通君） 今の現状については、かなりもう入居されているということが分かりましたけれども、多分、この年数からして、かなりやっぱり補修をしていかなないと維持も難しいんじゃないかなというふうに思うんですけども、その辺は大丈夫なんでしょうか。

いわゆる、かなり意識的に補修っていうか、壁を塗り替えたりとか、あるいは床をやり替えたとか、そのような必要はないんでしょうか。必要はないということはないと思うんですけども、現状のまま、しばらくはずっと同じように住んでいただくことができると判断されているんでしょうか。

○委員長（杉山武志君） 落合建設課長。

○建設課長（落合浩志君） ただいまの藤井委員の質問にお答えいたします。

確かに、経年劣化が進んでいる住宅につきましては、維持補修費というのも年々増加傾向にあるのは確かでございます。

つきましては、両団地のように優先的な用途廃止と見込んでいる団地につきましては、現在の入居者が出られた後には、新たな入居の申込みは受けないという体制

でおるところでございます。

以上でございます。

○委員長（杉山武志君） よろしいですか。そのほか、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉山武志君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

それでは、本案に対する討論を行います。御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉山武志君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

それでは、これより議案第94号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉山武志君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第94号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第81号令和3年度美祢市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。執行部より説明を求めます。福田市民課長。

○市民課長（福田泰嗣君） 議案第81号令和3年度美祢市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について御説明をいたします。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ2億1,923万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ34億2,085万1,000円とするものであります。

歳出から御説明をいたします。

議案の12ページ、13ページを御覧ください。

1款総務費・1項総務管理費・1目一般管理費において253万2,000円を減額しております。

これは、人事院勧告に準拠した職員の給与改定及び人事異動等に伴う人件費の会計間の調整、また、保険税のうち未就学児の均等割額の減額に対応するためのシステム改修に伴う委託料であります。

次に、2款保険給付費について、1項療養諸費において、療養給付費を1億2,562万1,000円、療養費を240万3,000円追加しております。

また、次のページを御覧いただきまして、2項高額療養費を797万5,000円追加しております。

これらは、4月から10月までの支払い実績を基に、11月以降の給付見込額を推計したもので、今後の給与に備えるものであります。

なお、特定財源としまして、県支出金、普通交付金によりそれぞれ同額を追加しております。

次に、4款保険事業費・1項保険事業費・1目保健衛生普及費において財源更正を行っております。

これは、当初予算時にマイナンバーカードの普及に関する費用の財源措置について、県支出金、特別交付金、保険者努力支援分を充てる予定でございましたが、国庫支出金の社会保障税番号制度システム整備費補償金の交付として、使途が明確化されたものでございます。

続いて、2目疾病予防費において、健診検査委託料234万3,000円を追加しております。これは、脳ドック受診者の増加によるものでございます。

次に、6款諸支出金・1項償還金及び還付加算金・5目保険給付費等交付金償還金において198万円を追加しております。これは、令和2年度特別交付金の精算により、県への返還が生じたものであります。

次のページを御覧ください。

7款予備費を8,144万9,000円追加しております。

これは、先ほど説明いたしました——すみません、失礼いたしました。この後、歳入で御説明をいたします繰越金について、さきに御説明しました保険事業費や返還金等、必要な歳出に充てた差額を計上しております。

続きまして、歳入を御説明いたします。8ページ、9ページを御覧ください。

3款県支出金・1項県補助金・1目保険給付費等交付金において1億3,618万8,000円を追加しております。

これは、歳出の2款保険給付費追加分にあたる普通交付金として1億3,599万9,000円、特別交付金については、それぞれ県の交付額の通知に基づき18万9,000円を追加しております。

次に、5款繰入金・1項一般会計繰入金を109万1,000円。その下になります2項基金繰入金を700万円減額しております。

財政安定化支援事業繰入金については、令和3年度普通交付税の確定によるもので、その他一般会計繰入金については、国保負担軽減対策繰入金に係る県の助成見

込額の通知に基づくものであります。

次に、6款繰越金を9,102万2,000円追加しております。

これは、さきの9月議会定例会において認定をいただきました令和2年度決算額の確定に伴い、前年度繰越金を追加するものであります。

次のページになります。

最後に、8款国庫支出金を12万円追加しております。

これは、先ほど歳出の財源更正の際に御説明しましたとおり、マイナンバーカードを健康保険証として使える旨のリーフレット印刷に11万4,000円、さらに、そのリーフレット送付時の郵送料相当額に対し、新たに国庫支出金6,000円が充てられたことによるものであります。

説明は以上です。

○委員長（杉山武志君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。三好委員。

○委員（三好睦子君） 3点ぐらいお尋ねいたします。

まず1点目ですが、先ほど説明もちょっとありまして、ダブるところもあるかも分かりませんが、11ページですけれど、このシステム整備補助金が国から10万—12万円入っています。13ページの委託料は12万9,000円—12万9,000円になっていますが—になっています。そして、この13ページの事業費の経費として見れば、マイナス25万3,000円—253万2,000円の補正になっていますが、この12ページの国庫支出金、国の支出金の6,000円はどこに行ったのかな、何に充てられたのかなと思うんですが。そのシステム委託料の補助金としては、それを見れば3,000円の不足なんですけれど、これらを合わせて、どのように読み取ればいいのでしょうか。お尋ねします。

○委員長（杉山武志君） 福田市民課長。

○市民課長（福田泰嗣君） ただいまの三好委員の御質問にお答えをいたします。

質問の確認でございますが、11ページの歳入の社会保障税番号制度システムの整備費補助金12万円、そして、13ページ歳出になりますが、電算システム改修委託料の12万9,000円で差引きがこれが9,000円あるということと、12ページの一般管理費の財源内訳の国庫支出金が特定財源として6,000円あるということで、先ほどの9,000円にすると3,000円が不足しておるといふようなところかと思えます。それで、

電算システム改修委託料に対する特定財源についての御質問かと思いますが、よろしいでしょうか。

それでは、まず、13ページの電算システム改修委託料についてでございますが、先ほど御説明しました保険税のうち未就学児の均等割額の減額に対応するためのシステム改修でございます。この改修はですね。こちらにつきましては、現時点では特定財源についてはございませんで、改修費用ですので、今後、何らかの措置はあると考えておりますが、どのような形で措置されるかは、現時点では示されていない状況でございます。

そして、11ページの社会保障税番号制度システム整備費補助金でございますが、このうち、先ほど説明しましたとおり、このうち11万4,000円はマイナンバーカードが健康保険証として使えますよというようなリーフレットを作成しておりますが、これに充てられるものでございます。

それは、14ページの保健衛生普及費で財源更正をしております、当初、県から出るということであり——県の支出金を充てる予定でしたが、国庫支出金となるものでございます。その11万4,000円を差し引きますと、ですから残りが6,000円。この6,000円でございます——12ページの国庫支出金6,000円でございますが、さきに御説明しましたリーフレットは、今年度の被保険者証の一斉送付の時期、7月の中旬に保険者証を一斉送付しておりますが、その際に同封をして送っております。

この6,000円というのは、同封した際にその上乘せ部分ですね、本来、保険者証は送るタイミングですので、それに、いわゆるマイナンバーカードの啓発活動のリーフレットを同封することによって送料が増えた分、この部分を見込んで今回、改めて国庫支出金がついたということで6,000円がついたというものでございますので、この歳出の中の説明の中には、これは、その郵送費については、既に終わっている、既存の予算の中でやっているものですのでございません。一般管理費の役務費の通信運搬費に充てるという形でとっております。

以上でございます。

○委員長（杉山武志君） 三好委員。

○委員（三好睦子君） ちょっと少し分からない。分かったような、分からないようなところもありますけれど、このシステム改修の中で、93号の均等割の減額の部分が入っているような話を、今されましたですね。説明の中で、93号について均等割

の——93号で、均等割の2分の1になりましたよね、子どもの均等割の。そのシステム改修が、この中にあるって言われたような気がしましたが、入ってるんですか。

○委員長（杉山武志君） 福田市民課長。

○市民課長（福田泰嗣君） ただいまの三好委員の御質問にお答えいたします。

説明不足で申し訳ございません。この一般管理経費の電算システム改修委託料そのもの12万9,000円が、その減額に伴うシステム改修でございます。これを新たに計上しておるところでございます。

ただ、特定財源は、今のところついてはいないというところですよ。

以上でよろしいでしょうか。

○委員長（杉山武志君） 三好委員。

○委員（三好睦子君） そしたら、先ほどから説明がありましたマイナンバーカードを国保証として使用できるよっていう、そのシステム改修もこの中に一緒に入ってるということですか。じゃない。マイナンバーカードのシステム改修は入ってない。入ってません。入ってません。

○委員長（杉山武志君） 福田市民課長。

○市民課長（福田泰嗣君） ただいまの三好委員の御質問にお答えいたします。

マイナンバーカードに関する改修は既に、既存の予算の中で進めておるところでございますので、この中には入ってございません。

以上でございます。

○委員長（杉山武志君） 三好委員。

○委員（三好睦子君） 分かりました。資料だけっていうことですね。

それと、2点目ですけど、15ページの疾病予防費の001なんですけれど、この疾病予防費の検診委託料の必要額が234万3,000円となっています。

この14ページの財源内訳を見ますと、県支出金が30万3,000円しかありません。204万円の不足ですが、この疾病予防とかいうのはコロナにしてもですけど、疾病予防については、国民の健康を守るという立場から見ても、全額、国や県が出すべきものと思いますが、どうして一般財源からの支出が——どうしてでしょうか。一般財源の支出になっていますが、どうなんですか、国に求めることはできなかったのでしょうか。お尋ねします。

○委員長（杉山武志君） 福田市民課長。

○市民課長（福田泰嗣君） ただいまの三好委員の御質問にお答えをいたします。

15ページの検診・検査委託料234万3,000円に対する特定財源の御質問かと思えます。

まず、この検診・検査委託料につきましては、先ほども御説明いたしましたけど、脳ドックの受診者の増加に伴うものでございます。県支出金が特定財源として30万3,000円をつけておりますが、これを説明いたします。

9ページを御覧いただけたらと思えます。

9ページの3款県支出金の特別交付金の欄でございまして、保険者努力支援分が147万2,000円マイナスとなっております。このうち11万4,000円は、先ほど説明いたしましたリーフレット作成に充てる財源として、国庫支出金に財源更正をされております。先ほど御説明したとおりでございます。

これを除きました残りですね、135万8,000円は下の段にございまして特別調整交付金分。これ、市町村分にありますが、これに、このたび振り替えられて交付をされるようになりました。

特別調整交付金は166万1,000円と書いてありますけど、振り替えられました135万8,000円の差額でございましてね。30万3,000円がこのたび新たに交付をされるという額でございまして。

ただし、この特定の事業に交付されるという性質ではございませんので、これを、このたび疾病予防費、脳ドックが追加されましたので、そこに充当したいということで充てたものでございます。

なお、一般財源のほうは、繰越金の一部を充てておるようなところでございます。特にこれ、この事業、脳ドックにつきましては、美祢市の独自の事業でございまして、ですので、国が全体で確率的に同じ事業というところの部分は、ほぼ100%国が、もしくは県を通して出るものでございまして、こういった独自の事業というものは、先ほど説明しましたとおり、特別調整交付金の中に市町村分とございまして。この性質は、要は、市の独自のものとか、そういったものに対して充てられるものでございます。

ただし、今、この脳ドックに対して充てられてるかどうかという、それは、ちょっと今から進めるところでございまして、充たってはございませんが、そこに財

源を充てさせていただいたということでございます。

よろしいでしょうか。

○委員長（杉山武志君） よろしいですか。

そのほか、質疑はございませんか。藤井委員。

○委員（藤井敏通君） 今からの質問も、委員長に、別の機会にって言われるかもしれないんですけども、ちょっと、この制度の理解のためにお聞きいたします。

今回、補正で約2億かかっています。で、主なものは、歳入としては県の支出ですね。これが、ちょうど1億3,600万ということで、歳出のほうには保険給付費ということで、ほぼイコールと。

あと、残りは繰越金で、それが予備費に回っているというバランスになってますけれども、まず、この保険っていうか、国民健康保険の事業っていうのが、予算を立てられるのは、3月までに予算を立てられて、そこで承認されて予算になりますね。

で、実際に、この歳入っていうか、そちらのほうが決まるのは、この事業というのは、一応、市のほうは、そういうお金を徴収するけれども、基本的には県でプールして県のほうから配分されるというふうなものだと、私は理解しとるんですけども、その時期が7月とか8月にどうしてもずれ込むというか。だから、その確定した段階で補正を組んで、修正するという事だろうと思うんですけども。

それで、たまたま今回、保険給付費が県支出とほぼイコールだったんで、それでチャラになると思うんですけど、仮に、その当初見込みの給付費以上に、仮に実績としてかかったと。ところが、支出のほう——県のほうの金額っていうのは、多分、こちらのほうの実績が多くなるから、より多くちょうだいよっていうわけにはいかないだろうと。

だから、私の質問は給付費が非常に当初、予算に比べると1億、2億、3億とか大きくなったときに、県からの支出——この給付費は1億ということになってくると、その差額の2億っていうのは、多分、繰越金か何かから充てなければいけないというふうになると思うんですけども、その仕組みがどうなってるか。

要は、お聞きしたいのは、補正で保険給付費っていうのを1億とか2億とかというのが、その分と同じものは県からの支出金ということで出るのか、という、まず1点ですね。

で、県の支出っていうのが、もう決まっているというのであれば、差額があればどっかから持って来んといかんということで、繰入れか何かを回すということになると思うんですけども、そのところがどういう仕組みなのかなっていうの、ちょっとすみません、この場で聞かせていただきたいと思います。

○委員長（杉山武志君） 福田市民課長。

○市民課長（福田泰嗣君） ただいまの藤井委員の御質問にお答えいたします。

委員おっしゃるとおりですね、かなり高額の中で増減をいたします。

これにつきましては、最終的には年度が明けてになります、精算されることになります。少なければ追加で支払うようになりますし、不足していれば追加で要求するようになりますので、この保険給付費につきましては、現在は普通交付金で全額出るというようなシステムでございますので、一時的にですね、予算がないタイミングであれば、例えば、その予備費を使うとか、何らかの形で補いながら運営をしていくわけでございますけど、最終的にはそういった精算、今年で言いますと6月に精算の補正予算を組まさせていただいたと思いますけど、そのタイミングで精算が起きると——起こすということでございます。

以上です。

○委員長（杉山武志君） そのほか質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉山武志君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

それでは、本案に対する討論を行います。御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉山武志君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

ここでちょっとお願いがございます。質疑、御意見がないようでしたら、「なし」と明言いただき、運営に御協力いただきますようよろしくお願いいたします。

それでは、これより議案第81号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉山武志君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第81号は原案のとおり可決されました。

この際、10分間、35分まで休憩をとりたいと思います。よろしくお願いいたします。

午前10時25分休憩

午前10時36分再開

○委員長（杉山武志君） 休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

次に、議案第83号令和3年度美祢市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。執行部より説明を求めます。古屋高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（古屋壮之君） それでは、議案第83号令和3年度美祢市介護保険事業特別会計補正予算（第2号）について御説明いたします。

補正予算書の1ページを御覧いただければと思います。

このたびの補正につきましては、人事院勧告に準ずる給与改定、また人事異動に伴う人件費の調整、及びその財源とする国庫支出金等の財源調整に伴い、既定予算の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ965万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ34億3,848万4,000円とするものでございます。

それでは、2ページ、3ページを御覧いただければと思います。

まず最初に、歳出につきましてですけれども、1款総務費・1項総務管理費における一般職員人件費として、人事院勧告に準ずる給与改定及び人事異動に伴う人件費の調整により74万2,000円を減額しております。

次に、3款地域支援事業費・2項一般介護予防事業費及び3項包括的支援事業・任意事業費におきましても、総務費と同様に人事院勧告に準じた給与改定及び人事異動に伴う人件費の調整として、地域支援事業費全体として891万7,000円を減額しております。

これに対し、歳入につきましては、1款保険料・3款国庫支出金・4款支払基金交付金・5款県支出金及び7款繰入金につきまして、歳出で御説明いたしました人事院勧告に準ずる職員の給与改定及び人事異動に伴う人件費を減額することに対応し、それぞれの負担割合に応じた調整を行い、予算額を歳出補正額と同額の965万9,000円を減額するものであります。

説明は以上でございます。

○委員長（杉山武志君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。三好委員。

○委員（三好睦子君） 給与費明細書のところなんですけれど、これを見ますと、主

に先ほどの人事院勧告によって、給与の減額ということでしたけれど、これを見ますと、正社員が1人減ですよ。

それでなんですが、1人減られたということで、事業量が減ったのか、それとも異動があつて減っているのかどうか分かりませんが、事業量が減ったのか、それとも減らずに人だけ、事業——仕事はあるけれど、職員が減られ——1人減ということで、仕事量はどうかかなと思うんですが。

市民に対するサービスですか、そういうのはどうなんでしょうか。

それで、フルタイムが2人ですよ。で、パートの方が6人。介護事業というのは多岐にわたると思うんですが、介護保険事業所での市民サービスが十分にできるのかどうか、人員不足ということはないのか、お尋ねします。

○委員長（杉山武志君） 古屋高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（古屋壮之君） 三好委員の御質問にお答えしたいと思います。

委員御指摘のとおり、給与費明細書のほうで、一般行政職員1名減が——減となつて、この減額の補正を行ったところでございます。

これは、美祢市包括支援センター、市直営の包括支援センターですけども、こちらのほうに、昨年度の8月から専任の所長、これを事務職で置いていただいていたところですけども、本年4月では、その専任の所長が1名減となつたところでございます。

しかしながら、包括支援センター、現在、保健師4名、社会福祉士1名の体制で——体制は維持しておるため、住民の方へのサービス低下等にはつながっていない、一応、昨年度と同様の事業量を遂行しておるというところでございます。

以上です。

○委員長（杉山武志君） 波佐間副市長。

○副市長（波佐間 敏君） 1点、補足説明させていただきたいと思います。

ただいま、本年の7月に1名減という説明したと思いますけれど、これは、新型コロナウイルスワクチン接種対策室としての室長として——班長として、包括支援センターから1名異動を行ったということで、新型コロナウイルスワクチンの接種に関して、事務がふくそうするという状況に鑑みての異動であることを補足説明させていただきます。

以上です。

○委員長（杉山武志君） よろしいですか。そのほか質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉山武志君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

それでは、本案に対する討論を行います。御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉山武志君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

それでは、これより議案第83号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉山武志君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第83号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第84号令和3年度美祢市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。執行部より説明を求めます。福田市民課長。

○市民課長（福田泰嗣君） 議案第84号令和3年度美祢市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）について御説明をいたします。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ52万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4億9,270万2,000円とするものであります。

8ページ、9ページを御覧ください。

歳入について、4款繰越金につきまして、前年度繰越金52万4,000円を追加するものであります。

これは、さきの9月議会定例会において認定いただきました、令和2年度決算額の確定に伴い、前年度繰越金を追加するものであります。

歳出につきましては、次のページになりますが、4款予備費に同額を充当するものであります。

説明は以上です。

○委員長（杉山武志君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉山武志君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

それでは、本案に対する討論を行います。御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉山武志君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

それでは、これより議案第84号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉山武志君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第84号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第96号美祢市温水プールの指定管理者の指定についてを議題といたします。執行部より説明を求めます。千々松生涯学習スポーツ推進課長。

○生涯学習スポーツ推進課長（千々松雅幸君） 続きまして、議案第96号美祢市温水プールの指定管理者の指定について御説明いたします。

議案は1ページ、2ページ目から、指定管理者となる団体の概要及び指定管理者候補者の選定経緯として資料をお示ししております。

平成5年度から市が直営で管理運営しております美祢市温水プールについて、MINEスポーツマネジメント共同企業体を指定管理者として指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により市議会の議決を求めます。

指定の期間は、令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間としております。

指定管理者となる団体の概要及び指定管理者候補者の選定経緯について説明をさせていただきますと思います。

2ページ目以降になります。

指定管理者の選定をするための公募を行ったところ、MINEスポーツマネジメント共同企業体の1団体から応募があり、美祢市指定管理者候補者選定審査会の審査を経て、指定管理者候補者に選定されたものであります。

MINEスポーツマネジメント共同企業体は、有限会社吉則会館を代表企業とし、指定管理事業等において経験豊富な株式会社ビークルーエッセ、株式会社ナカムラ、株式会社多々良造園の4者で構成をされております。

5ページになりますが、指定管理期間の利用者目標になります。

令和4年度を2万7,020人とし、5年目には3万4,570人、令和4年度比で27.9%アップと計画されているところであります。

説明は以上になります。

○委員長（杉山武志君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。
三好委員。

○委員（三好睦子君） 説明がありましたけれど、候補に関して1団体しかなかった
ということなんでしたが、周知とかはいつ頃からされたのでしょうか。

○委員長（杉山武志君） 資料はお手元にありますか。千々松生涯学習スポーツ推進
課長。

○生涯学習スポーツ推進課長（千々松雅幸君） 三好委員の御質問にお答えいたしま
す。

指定管理者の公募につきましては、申請書類の受付期間を8月23日から9月30日
までの期間としておりまして、指定管理者の現地——としております。

以上になります。

○委員長（杉山武志君） 8月からです。三好委員。

○委員（三好睦子君） すみません、8月から9月の1か月間だけということなんで
すか。オープンでなかったということじゃないのかなとか、ふと今思ったんですけ
れど、1か月で周知徹底できたのでしょうか。

○委員長（杉山武志君） 千々松生涯学習スポーツ推進課長。

○生涯学習スポーツ推進課長（千々松雅幸君） 三好委員の御質問にお答えいたしま
す。

募集期間としては、十分な期間を設けさせていただいたというふうに考えており
ます。

現地説明会におきましては、1者だけではなくて、複数の参加が——御参加いた
だいたところであります。

以上であります。

○委員長（杉山武志君） 三好委員。

○委員（三好睦子君） 分かりました。現地説明会には何者かあったけれど、この1
者しかなかった。実際は1者だったということなんでしょ。

それで、スポーツマネジメント共同体、これは——MINEスポーツマネジメント共
同体というのは、いつできたんですか。もうこれに応募——公募する——応募する
ためにできたのか、結成時期はいつだったのでしょうか。

○委員長（杉山武志君） 資料に載っております。

○委員（三好睦子君） すみません。それで、すみません。何か——はいはい、申し訳ありません。

それで——だから、8月で公募があつて、9月で——9月の——このためにこれできた。その4者——3者でできたということなんですが、この……。

○委員長（杉山武志君） 4者です。

○委員（三好睦子君） 4者、すみません。

それで、会社のちょっと見たんですけれど、株式会社ナカムラというのは光市なんでしょうか。美祢市ではないですね。多々良造園は知ってますけど、これは、もちろん防府ですけれど、この方たちが一緒に入られたってということなんでしょうか。

そのプレゼンテーションっていうのがあると思うんですけど、資料の中にありますか。これ昨日、資料がこのタブレットに入ってなかったのでもっと見れなかったんですけど、プレゼンテーション、どのようなことをされた——プレゼンテーションはどういうことがあったんでしょうか。

○委員長（杉山武志君） 千々松生涯学習スポーツ推進課長。

○生涯学習スポーツ推進課長（千々松雅幸君） 三好委員の御質問にお答えいたします。

MINEスポーツマネジメント共同企業体、この代表企業、吉則会館は、美祢市に所在する企業であります。ビークルーエッセにつきましては、周南市に所在地を置く企業であります。株式会社ナカムラは山口市であります。多々良造園につきましては山口市に所在する事業者であります。この4者からの提案を受けております。

この事業提案書につきましては、資料配付はいたしておりませんが、主な自主企画事業等の提案内容について御説明をさせていただきますと、これまでにない子育て支援としての乳幼児を対象としたプログラム、あるいは青少年健全育成を対象とした小学生から中学生、それから高校生を対象にした水泳教室、近隣の在住の方も含めた水泳教室、水中活動教室、競泳の4泳法以外の水中ダイビングだとかそういった教室、生涯学習、生涯スポーツあるいは介護予防としての教室、介護予防を目的としたプログラム、これは2階のギャラリールームを利用したエアロビクスとかヨガとか、そういった御提案をいただいているところであります。

説明は以上になります。

○委員長（杉山武志君） よろしいですか。三好委員。

○委員（三好睦子君） すみません、また後日、このタブレットに送っていただきたいと思うんですけど、よろしくをお願いします。

○委員長（杉山武志君） 何を送るの。

○委員（三好睦子君） マネジメントでどういうことをしたいって、今言われましたでしょう。子育てとか小学校・中学校・高校生の水泳教室とか、いろんなことをやりたいとかいうのが、この今の資料にないような気がするんですけど、私が……

○委員長（杉山武志君） 指定管理者の選定でそういった項目……

○委員（三好睦子君） プレゼンテーションっていうのは、これには載らないんですか。（発言する者あり）

○委員長（杉山武志君） 3ページの11。

○委員（三好睦子君） 事業内容……。はい、分かりました。

○委員長（杉山武志君） そのほか質疑はございますか。藤井委員。

○委員（藤井敏通君） 指定管理っていうのは、とかくいろいろ問題になるというか。で、今回、従来市の直轄の事業をこういうふうに指定管理にされるということですが、すけれども、とにかく、やっぱり市にとってメリットがあるというか、コストが下がる。あるいはサービスが向上するとか。要するに、何か市にとってメリットがあるから変更されると思うんですね。それで、端的にお聞きします。

今回、直営から指定管理に変更される理由。そして、実際に、従来どおり市で、直轄で運営していたときと比べて、例えば今回、この指定管理になったときの年度ごとの収支、これが本当にどうなのか。多分、収支っていうか、市の負担が減るとい前提だろうと思うんですけど、それがどうなのか。そして、一番肝心の指定管理料っていうのは一体幾らなのかと。これが出てないということは、適当かどうかっていうか、これが本当にこれでいいのかっていう判断ができないと思うんですよ。その一番肝心の指定管理料というのが出てないということに対して、非常に私は疑問を感じます。

○委員長（杉山武志君） 藤井委員、一般会計補正予算（第8号）のほうで、指定管理料が掲載されてます。

○委員（藤井敏通君） すみません、ちょっと出していただけますか。

○委員長（杉山武志君） 5年間の指定管理料が一番下に――5ページの一番下の欄にですね。

○委員（藤井敏通君） これは限度額でしょう。指定管理料ですか。

○委員長（杉山武志君） 5年間の指定管理料。補正予算で、予算決算委員会で審議される予定になってますけど。

○委員（藤井敏通君） いや、だから、この1億1,400万円ですけども、これが今回は5年ですよ。で、限度額ということですよ。限度額っていうのは、それを超えてはいかんというのが限度額だと私は理解します。そうなってくると、この114というのをここ以上、5年間で超えるといかんということですけども。

指定管理料っていうのは、じゃあ年度ごとには制定というか、契約で結ばないんですか。だから、年度契約であるんだったら、それが単純に、これ5分の1でよろしいんですか。

そして、その金額、例えば、これ5分の1になりますと年間2,300万円ですか——になりますけれども、それがどういう根拠で2,300万円というふうな管理料というのが出てきたのか。根拠なく出てきたわけじゃないと思うんですけど。その辺の根拠は、どういうふうな根拠でこの額が出てきたのか、その辺がどうなっておるんでしょうか。

それと、さっき質問で、もう1つ気になったのが、入場者数とかいうのは、非常にもう、過去5年見ますと2万7,000人が3万4,000人と1.5倍ぐらいになってますけれども、その下に収入、支出ってありますね。この収入、支出っていうのは、誰の収入、支出ですか。要するに、指定管理者の収入、支出ですか。市のほうからの何か収入、支出なんでしょうか。もし、市ということであるんだったら、要するに指定管理っていうのは、その利用料とかは指定管理料から入ってなくて、あくまでも指定管理ということで、その範囲で管理をしてくれと。で、入場料とか何とかってのは、あくまでも市に入るんだと。で、費用も市のほうが負担するんだということであればでしょうけど。この収支計画っていうのは、誰の収支計画か。

以上、まず変更の理由、収支がどういうふうになってるか、そして、指定管理料というのは5年の限度額がありますけれども、年度ごとの契約はないのか。で、この5ページの収支計画というのは、一体誰の収支計画なのか、以上4点、お答えください。

○委員長（杉山武志君） 千々松生涯学習スポーツ推進課長。

○生涯学習スポーツ推進課長（千々松雅幸君） 藤井委員の御質問にお答えいたします

す。

まず、1点目の指定管理者制度移行の理由でございます。

民間のノウハウ等活用によりまして、経費の削減のみならず、サービスの向上を目指して、直営から指定管理者制度に移行をするものであります。

2点目の年度ごとの収支であります。

年度ごとの収支につきましては、指定管理者のほうから5か年分の収支計画書を提出していただいております。それについては、指定管理料のところで御説明申し上げたい——次のところと思います。

指定管理料につきましては、まず、指定管理料の考え方でありまして、歳出に対して歳入が不足する分、これを指定管理料として考えております。

その歳入についてでありますけれども、この歳入につきましては、基本的には近年の決算額を用いるわけなんですけれども、コロナの影響を令和元年度以降は少し受けておりますので、平成28年度、29年度、30年度の3か年平均、プールの使用料、教室の授業料、3か年平均で積算をいたしております。

歳出につきましても、ほぼ基本3か年平均を用いております。ただ、人件費につきましては、今いる職員が——等の昇給等も見込んで積算をしております。指定管理者制度移行後も市が負担すべき経費、工事請負費などは、その歳出の中には含んでおりません。

そうして、指定管理料を5か年分の指定管理料を——積算をいたしております。

結果といたしまして、公募時には、5年間で1億2,061万1,000円を指定管理料の上限額と設定をし、公募を行ったところであります。

これに対しまして、MINEスポーツマネジメント共同企業体から提案のありました5か年の指定管理料、これ上限になりますけれども——は1億1,440万円ということで、公募した指定管理料の上限額と比較いたしますと621万1,000円の減というふうになっております。

御提案のありました5か年の年度ごとの指定管理料は、単純に5で割った、1年が2,288万円という事業計画ではあります。これにつきましては、5か年分の協定を結ぶとともに、各年度には年度協定を結び、金額を確定させるものであります。

それから、資料に付けております収支計画の収入、支出は、誰の収入か支出かという御質問でありますけれども、これは、指定管理者の収入、支出であります。利用

料金制を取っておりますので、温水プールの使用料、利用料金は指定管理者の収入となるものであります。

説明は以上になります。

○委員長（杉山武志君） 藤井委員。

○委員（藤井敏通君） 今のお話をお聞きして、なぜ、それでコストが安くなるんですか。指定管理料の考え方としては、現状の歳入と歳出の差をもって指定管理に充てるとおっしゃいましたね。多分、今赤字だと思うんです。だから、その分を指定管理と。

そうすると、少なくとも、今現在の赤字は補填してあげるから、今までどおりのコストというか、今までどおりの経費でやってちょうだいよっていうことを言うにすぎないでしょう。違いますか。

だから、本来、指定管理をされるっていうのは、先ほど言われましたように、市民への便利っていうか、サービスを向上すると同時に、コストというか、それを下げるって、たしかおっしゃいましたよね。

それならば、本来、その業者に対して、入場料というか、そういうふうなものは収入ということなんで、何とかそれを上げることで自分の収益は上がると、そういうインセンティブを与えると同時に、今までの経費を10%、20%ぐらいは下げますよという、それがなければ、本当に真面目にっていうか、真剣に事業をやるとは思えないんですよ。違います。

もし、千々松課長が自分でこれを受けて、指定管理料をもらって、さらに収益も——収益は人が入れば増えるわけですから、何とか増やしてということで頑張りますよね。

ところが、先ほど私質問しましたけども、収益、収支っていうか、これを見ると、これは、あくまでも今度の指定管理者の収入、支出ですとおっしゃいましたね。ほとんど一緒ですよ。この中に、利用料以外に指定管理料も入ってますよね。ということは、せつかく1万人も人が増えても、ちっとも指定管理者はメリットが出ないということですよ。

もし、本当に人が増えて、指定管理料も一緒やと、コストも一緒やと。あるいは、コストは1割しか上がらないと。しかし、入場料ということで5割も上がるというんやったら、収支的にはかなり改善してっていうか、儲けが出てくるはずですよ。

それが数字にも表れてないと。どういう——何ていうんですかね、指定管理者は、考えでやってるんでしょうか。

先ほど、三好委員のほうからも、その彼らの事業計画を出してくれという話がありましたけども、私も本当、そういう意味では、どういう事業計画になってるのか、非常に気になります。

で、その選定の判断としては、4番目に指定管理者選定審査会採点結果ということ、これをベースに、この基準よりも多ければ一応オーケーですということのようなんですけれども、この審査会っていうのは、多分第三者ですよ。

で、それに対して、市の実際の担当の方は、先ほども言いましたように、何で指定管理するかっていう原点に戻ったときに、今よりもコストが下がって、さらにサービスが向上っていうのであれば、その点が本当にしっかり把握されてるか——ごめんなさい。その点が、しっかり事業計画に出てるのかというところをしっかりと見ただ上で、やるやらんを決定すべきだと思うんですけど。

何かもう、最初に結論ありきというか、収支も改善もというか——しないでもいいのかと。指定管理というのは、そもそも儲けんでもええんやというふうなお考えであれば別でしょうけど、そうじゃないと思うんです。

その点、本当にもう1回、どういう事業計画を認められて、本当にそれで経費節減、あるいはサービス向上に結びつくというふうに確信されて、この第三者にどうか、指定管理されたか、もう一度お伺いします。

○委員長（杉山武志君） ここで、暫時休憩を取りたいと思います。

午前11時11分休憩

午前11時23分再開

○委員長（杉山武志君） 休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

千々松生涯学習スポーツ推進課長。

○生涯学習スポーツ推進課長（千々松雅幸君） 藤井委員の御質問にお答えいたします。

まず、指定管理料の考え方でありますけども、少し説明がまずかったのかもしれませんが、一旦指定管理料を積算し、実際運営をしていただき、その決算額によりまして、歳入歳出の差額を指定管理料とするものではございません。

ですので、収入、利用者の増加が計画したものよりもさらに増えれば、それは指定管理者の利益となるものでありまして、それが利用料金制を用いている指定管理者へのインセンティブが働くというふうに考えております。

また、歳出につきましても、計画よりもさらなる経営努力をされて削減されますと、それはそれで指定管理者のメリットとなるというふうに考えております。

それから、指定管理料を、公募するに当たりまして、私ども積算をいたしたものを御説明申し上げましたが、通常直営であれば、恐らくこのぐらいかかったであろう、かかるであろうというような考え方もあります。それを積み上げたものでありまして、それに対して実際応募がありましたのは、約600万円ぐらい減の提案をいただいておりますので、それは間違いなくコストの削減につながっているというふうに考えております。

説明は以上になります。

○委員長（杉山武志君） よろしいですか。藤井委員。

○委員（藤井敏通君） 今の説明とかお聞きしまして、私、今回この指定管理にされるということで、かなりドラスティックにコスト削減をされて、なおかつサービス向上を図られるものと思ってました。

具体的には、コストが年間2,000万円かかるんだったら、コストが1,600万円ぐらいになるのかなというふうなイメージだったんですね。

ところが、今のお話だと、5年間でトータル600万円ぐらいのコストダウンということは、毎年100万円ぐらい今コストが下がるという——100万円下げてもらおうというふうな提案であるということかなと。

正直言いますと、やっぱり指定管理というか、第三セクターとは言いませんけれども、非常に、市っていうか——は優しいなっていうのを。民間だと、多分こういうふうに、儲けはなくても3割カットとかいうふうな嫌なやり方でもやるんじゃないかなと思いますけれども。それはそれで、そういうことで指定管理をということであれば、もうこれ以上言いませんけども。

ただやっぱり、これを変えられたっていうのは、コストダウンとサービス向上ということですので、ぜひ、そこだけは絶えずチェックをしていただいて、本当に成果を確実にフォローしていただければというふうに思います。

以上です。

○委員長（杉山武志君） 中本教育長。

○教育長（中本喜弘君） 藤井委員に対する御質問の御説明の補足をさせていただきますけれども、一番最初の千々松課長のほうからの説明の中で、現地説明会には複数社来ていたということで、当然それぞれの企業としては、利益を見込んだ上で、サービス向上と、収支のこれ以上の赤字を増やせないという市の方針を理解した上で、現場説明会に複数お越しになりました。

そして、最終的にプレゼンテーションを行ったのは1企業体でしたけれども、契約に、これから議会の御承認をいただいている場合においても、企業側としては、当然、収支見込みが立った上で手を挙げられたものと私は確信しております。

そうした双方の関係性を持って、改めてコストカットと市民サービスの向上につながるものと確信をいたしております。

以上です。

○委員長（杉山武志君） そのほか質疑はございませんか。三好委員。

○委員（三好睦子君） 指定管理の期間ですけれど、5年にされた理由は何でしょうか。努力をしてみないと分からないということなんですが、里山の人たちとか、道の駅みとうなんか3年なんですが、5年を選ばれた理由についてお尋ねします。

○委員長（杉山武志君） 千々松生涯学習スポーツ推進課長。

○生涯学習スポーツ推進課長（千々松雅幸君） 三好委員の御質問にお答えいたします。

指定管理の基本方針の中に、指定管理期間に関する規定を定めております。その中で、専門性を有するような業務ということであれば5年というような内容がございますので、温水プールの業務は、やはり指導等専門性を必要とするものでありますので、安全管理上も専門性が必要というふうに考えておりますので5か年ということで考えたところであります。

以上になります。

○委員長（杉山武志君） よろしいですか。そのほか質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉山武志君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

それでは、本案に対する討論を行います。御意見はございませんか。三好委員。

○委員（三好睦子君） 私は以前の議会で、美祢市温水プールの指定管理者制度に移

行するよっていう議案がありました。何号かちょっと覚えておりませんが。

そのときに、私は、水泳とかいろんな教育設備——施設において、特に水泳ですね。子どもたち——小学校、中学校、高校生とか、児童生徒が体力をつくるために水泳の活動をしておりますから、こういった——もちろん市民の方もですけど、こういった教育設備を指定管理するのは適切でないというときに、当時のことで反対しております。今回についても同じ意見で、この議案に反対いたします。

○委員長（杉山武志君） そのほか御意見。藤井委員。

○委員（藤井敏通君） 先ほど、私いろいろ質問したんですけども、やはりこの計画だと、今現在、毎年平均すると2,000万円ぐらい赤字が出てると、だから、それはしようがないんだと。それを指定管理ということで、その赤字分は、相変わらず市としては負担するよと。ただし、これ以上の赤字を出さんようにねというのが、この計画だろうと思います。

それで、やはり限度額ということで、先ほど1億1,400万円というか、言われましてけれども、もうちょっとやっぱりコストというか、指定管理料は下げてもいいんじゃないかなと正直思います。

そういう意味で、再度、この指定管理料については減額というか、見直しはする余地があるんじゃないかということで、私は、これについて反対ということの意見を述べさせていただきます。

○委員長（杉山武志君） 今、赤字という発言がございましたけど、経営の管理料——管理全体がマイナスの2,000万円ぐらい立っているという、先ほど教育委員会の御説明だったと思うんですけど。（発言する者あり）

ちょっと確認をしたいので、ここで、暫時休憩を取ります。

午前11時33分休憩

午前11時50分再開

○委員長（杉山武志君） 休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

藤井委員、お願いできますでしょうか。

○委員（藤井敏通君） 先ほど、私、反対の動議っていうか、出しました。

その理由として、要は収入——費用というか、毎年2,000万円ぐらいの赤字があるんで、それを補填するというのではなくて、もっとそれを圧縮するよってという

意味で、指定管理を見直したほうがいいんじゃないかということでは言いましたけども。

確かに、先ほどから皆さんの説明のように、このプール事業というのは、公共事業、市民の福祉の向上というふうなことでありまして、当然かかる経費については管理料というふうなことのほうが……。また、単純に収益マイナス管理料で赤字とかいうのは適切ではないというふうに思いますので、その赤字というものは修正をいたします。

ただし、その管理料というのが従来の管理料を前提に、それをベースに指定管理料を決められているということなので、当初のこの今回指定管理にされる意図として、市民サービスの向上プラス、要は経費の節減という観点からすると、この管理料そのものをもう少し減らすということで指定管理料の算定にされたらというふうに思いますので、私は、今回のこの案について、少なくとも指定管理料については見直しをすべきだろうというふうに考えます。

○委員長（杉山武志君） そのほか御意見ございますか。秋枝委員。

○委員（秋枝秀稔君） 反対が2人続きましたんで、賛成の立場で発言いたします。

私、経費の削減がなされると、これも本当大事なこと。それ以上に、業者4者です、ね、いろんな業界から来られて、いろんなことで業者が交わって、交わっていくことによって、いろんな味が出てくるということですね。サービス——いろんなサービスが出てくるんじゃないかと非常に期待しております。賛成いたします。

○委員長（杉山武志君） そのほか御意見ございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉山武志君） 御意見なしと認め、討論を終わります。

それでは、これより議案第96号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○委員長（杉山武志君） 挙手多数であります。よって、議案第96号は原案のとおり可決されました。

以上をもちまして、本委員会に付託されました9件につきましての審査を終了いたしました。

そのほか、委員の皆さんから何かございましたら、御発言をお願いいたします。

藤井委員。

○委員（藤井敏通君） 先ほどの小学校、中学校統合の件で、どういう基準でそれをされるかということに関連して、今後、教育委員会のほうで、中学校であれば、厚保小学校と——厚保中学校と伊佐中学校を大嶺のほうに、小学校であれば、綾木小学校を大田小学校のほうに、一応単級というか、複式じゃなくて単式が望ましいという観点から考えると、一応それを提案して、住民のほうに議論というか——すると、こういうお話があったと思いますけれども。

具体的に、今後、どういうスケジュールでされようとされているのか、改めて、ちょっと確認させていただければと思います。

○委員長（杉山武志君） 河村教育総務課長。

○教育総務課長（河村充展君） ただいまの藤井委員の御質問にお答えしたいと思いますが、私の説明がもし間違っていたらと思うところもあります。

今、藤井委員のほうから、伊佐中学校が大嶺中学校というような御発言がございました。私のほうからお話させていただいたのは、大嶺中学校の関係でいけば、厚保中学校と於福中学校と申したというふうに……。よろしいですか。（発言する者あり）分かりました。

それでは、今後のスケジュールというところで、少し御説明をさせていただければと思います。

ただいま配信をさせていただいております、基本方針の47ページからが今後のスケジュールということで、取りまとめを行っているところでございます。

このたびの方針については、令和6年度までの5年間を目標として進めているところでございます。

今後の流れといたしましては、少し出遅れている感はありますが、地域に赴いて御説明するという第1段階としまして、学校関係の経営、そういったところについて御意見をされております学校運営協議会という組織がございます。まず、学校運営協議会のほうに、会議に参加させていただきまして、状況をお話しするというところから入る必要があるかと思っております。

その後、保護者、地域の方々ということになりますが、今年度中には、学校運営協議会の皆様方に御説明に赴くということからスタートする。その後の状況につきましては、御理解いただければ、保護者の方、地域のほうという流れで進めさせて

いただければというふうに考えております。

以上となります。

○委員長（杉山武志君） よろしいですか。三好委員。

○委員（三好睦子君） 長引くコロナ禍において、子どもたちも少なからず影響を受けています。何らかの悩みとか、心に傷を負っている子どもたちがいて、なかなか学校に行けないとか、不登校があるのではないかと思います。

また、全国的には、ヤングケアラーとって、コロナ禍にもですが、これで、大人にケアが必要で、介護が必要——ケアが必要ということで、学校に行きたくても、子どもたちが大人をケアしなければならないということも、全国的には報道がありました。

美祢市では、これらの実情はどうなっているのでしょうか。お尋ねします。

○委員長（杉山武志君） 中本教育長。

○教育長（中本喜弘君） 三好委員の御質疑にお答えしたいと思います。

コロナ禍にあつて、令和2年度、元年度で、不登校児童が現在増えているかという、詳細の数字を今手元に持っていませんけれども、美祢市内では、一定数はもちろん不登校児童はおられますけれども、それによって増えたということは、今のところ聞いておりません。

併せて、当然、今言われたヤングケアラーについても、報告を受けておるところではありません。

コロナ禍にあつて、今までの不登校に対する対策プラスアルファ、タブレット端末を使って、児童生徒の自宅のほうに授業を配信したりとか、TeamsのSNSを使って、子どもとチャットで担任がやりとりをしたりとか、できる対応を全て取りまぜながら、子どもたちのケアに当たっているところでございます。

以上です。

○委員長（杉山武志君） 三好委員。

○委員（三好睦子君） 美祢市ではないと思いますが、タブレットとか携帯、スマホとかSNSでいじめがあつて——いじめになって、それが発端で学校に行けないとかというような例も報告が——報道がありましたが、その点は、いじめとかについても——不登校は一定数いると言われましたけれど、その対応は今タブレットとか、いろんなことで対応しているということでしたけど。

このメカの——これがいじめにつながるっていうようなことがあってはならないと思うんですが、そのところは、どのように指導——指導というか、しておられるのでしょうか。

○委員長（杉山武志君） 中本教育長。

○教育長（中本喜弘君） 三好委員の御質問にお答えをしたいと思います。

タブレット端末の導入によって、いじめ事案っていうのは、他県で大きく報道された事例がありますけれども、それに合わせたように、地元でそういういじめの事案が起こったということは今のところありません。

対応についても、それぞれフィルタリングソフトがありますので、子ども同士が自由にグループをつくって、チャットでやりとりをするなどの——等については、制限をかけておるところでございます。

以上です。

○委員長（杉山武志君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（杉山武志君） ないようでしたら、これにて本委員会を閉会いたします。

長時間にわたり、御審査、御協力、誠にありがとうございました。お疲れさまでございました。

午後0時00分閉会

上会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

令和3年12月8日

教育民生委員長